

# 令和7年度ふるさと納税首都圏向けPR事業業務委託 業務仕様書

## 1. 目的

奈良県のふるさと納税寄附受入額（県及び市町村の合計額）は、令和5年度において全国最下位となった。寄附受入額を伸ばすためには、開発された返礼品を周知するための効果的な広報を行うことが求められるが、寄附金の募集に要する費用を寄附受入額の50%以内にしなければならないという制約の中で、近年の物価高騰の影響により返礼品の調達や事務に係る費用等がかさむことから現在市町村が独自に広報を行えていない。

この現状を打開し、特に人口の多い首都圏から奈良県及び市町村への寄附受入額を伸ばすため、奈良県ホームページ内におけるウェブサイトの記事コンテンツの制作及びそれに誘導するための首都圏向けデジタル広告の掲載を実施する。

## 2. 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

## 3. 業務内容

委託業務の内容は、以下（1）～（2）に記載の事項とする。本仕様書に記載されていない項目については、別途協議の上定めることとする。

### （1）ウェブサイトの記事コンテンツの制作

#### ア 記事作成の目的

- ・県及び市町村のふるさと納税寄附受入額が全国最下位という現状に関心を深めてもらい、県及び市町村の寄附に繋げることを目的に制作する。

#### イ 構成・内容

- ・県及び市町村のふるさと納税寄附受入額が全国最下位であることを、視覚的に絵や図を用いて示したうえで、県及び市町村の寄附に直接繋がるように、各ポータルサイトや、県政策推進課及び県内市町村のホームページのリンクを掲載。その際、各ポータルサイトのリンクはバナー形式で添付。また、県政策推進課及び県内市町村のホームページのリンクは、奈良県のマップを図で貼り付け、市町村のリンクをその図上から貼り付けること。
- ・契約後、事業者にてデザイン案を作成すること。その際、以下の点に留意・心がけること。
  - ① 図や表、画像等を用いて情報を視覚的・直感的に分かりやすい内容とすること。
  - ② オーガニック来訪を促すための検索キーワードを盛り込むこと。
  - ③ スマートフォンユーザーをターゲットに最後まで記事を読んでもらえるよう、分量や見出しを工夫して制作に取り組むこと。
  - ④ PC、タブレット、スマートフォン等の端末の種類・画面サイズによって表示が最適化されるレスポンシブデザインとすること。
  - ⑤ 掲載市町村に優劣が生じない工夫をしたページ構成とすること。
- ・最終デザインの確定は、県の承認をもって行うこととし、承認されるまで修正

等を行うこと。

#### ウ その他

- ・記事は奈良県公式ホームページに配置する。
  - ・デザインやページ構成は、奈良県 CMS「i-SITE PORTAL」に基づく。
- (機能例)
- ・バナーの添付は可能。
    - ・図の添付は可能。さらに図に対し、複数のリンクを設定することも可能。
    - ・計測タグを貼ることは可能。(計測タグについては契約後、県広報広聴課との打ち合わせが別途必要となる。)
    - ・ページは1ページに限定するものではない。

(ホームページ参考例)

- ・県民だより奈良 (<https://www.pref.nara.jp/68352.htm>)
- ・県立橿原公苑 (<https://www.pref.nara.jp/10392.htm>)
- ・動画を掲載する場合は、動画アップロードサービス(例:YouTube)を経由した掲載とする(動画データを直接掲載することはできない)。

## (2) デジタル広告の企画・作成・掲載

### ア 方針等

- ・(1)により作成したウェブサイトの記事コンテンツをより効果的に届けるため、幅広い利用者層を有する広告媒体([Yahoo! JAPAN](#))においてYahoo!ディスプレイ広告(運用型)にて広告を実施すること。
- ・デジタル広告のデザイン及び広告文については、画像やイラスト等を用いて情報を視覚的・直感的に分かりやすい内容とすること。

### イ 掲載期間

令和7年8月～12月の期間のうち、県が指定する3ヶ月間(計92日間)広告を掲載すること。

※広告の内容や効果検証を踏まえ、出稿期間は変更となる場合がある。

### ウ 出稿・管理・編集

- ・県と協議して決定したデジタル広告への出稿作業を行うこと。
  - ・広告(バナー)は、サイズ1,200×628、1,080×1,080、600×500とし、それぞれ2種類を(計6種類)作成すること。その際、それぞれの案を2種類以上作成し、最終デザインについては、県と協議の上、決定する。
  - ・最終デザインの確定は、県の承認をもって行うこととし、承認されるまで修正等を行うこと。
  - ・広告実施に際しては、上記で設定した掲載期間内において、72,000クリックを最低回数とし、達成に向けた方策を実施すること。
- ※ターゲティング設定は人口の多い首都圏を想定しているが、より効果的な広告を実施することが可能な場合は、そのエビデンスを持って、県との協議の上、地域を限定せず行うことも可能とする。また、ターゲティングの年齢については、県と協議の上決定すること。
- ・広告の誘導先は(1)により作成した奈良県公式ホームページとする。
  - ・出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、クリック数(率)等の成果が想定値と比較して良くない場合は、出稿期間中であってもターゲティン

グの変更などを県に提案し、変更や再出稿の作業を行うこと。

エ 広告の効果測定等

- ・ 広告の効果測定結果（インプレッション数、クリック数（率））を報告すること。また、実施した広告測定結果の検証・分析を行い、県に報告すること。
- ・ 効果測定結果を踏まえ、業務実施期間中の広告実施の効果を高めるための提案を県に行うこと。
- ・ 効果測定結果の報告は、中間報告として、広告を1～2ヶ月間程度掲載した後に1回、成果報告として広告を3ヶ月間掲載した後に1回行うこと。

オ 事業実施報告

- ・ 事業実施の最終結果報告をまとめた事業実績報告書を作成すること。
- ・ 事業実施報告においては広告表示数、広告からのサイト誘導数、視聴者の属性（年齢や性別等）の分析数値等を報告するとともに、継続実施の場合に向けた改善提案を記載すること。

カ 報告会の実施

- ・ 事業結果をもとにした報告会（県庁内において、1時間程度。ウェブ会議形式も可）を実施すること。

4. 納品物

以下の成果品を期限までに納品すること。納品の媒体形式は、県と受託者が協議の上決定する。

(1) ウェブサイトの記事コンテンツの制作に係る成果品

- ① 全体構想案（期限：令和7年6月27日（金））
  - ② 文章校正案（期限：令和7年7月11日（金））
  - ③ 画像データ（期限：令和7年7月25日（金））
- ※②及び③については、HTMLソースによる提出も可能である。

(2) デジタル広告の掲載に係る成果品

- ・ 実施した広告ごとの効果測定結果（レポート）  
期限：令和7年10月下旬頃（中間報告）  
期限：令和8年1月30日（金）（事業実施報告）
- ※中間報告の期限については、契約後に県と協議の上決定する。

(3) その他

- ・ 実施報告書（期限：令和8年1月30日（金））

5. 業務の担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県総務部知事公室市町村振興課税政係

6. 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業

務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。

- (2) (1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先）、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約（予定）金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

#### 7. 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別添1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

#### 8. 成果品の取扱い

- (1) 本業務において得られた成果についての権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本業務の成果品について、県及び県が指定する第三者に対して著作権人格権（著作権法第17条に規定するものをいう）を行使しないものとする。
- (3) 成果品は第三者が権利を有する著作権（著作権法第17条第1項に規定するものをいう。）その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証すること。
- (4) (3)に関する第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

#### 9. その他

- (1) 本業務履行期間中にふるさと納税制度に改正等が生じた場合は、発注者と速やかに協議すること。また、その場合契約内容の見直しが起こり得るものとする。
- (2) 本業務を受注しようとする者は、別添2「公契約条例に関する遵守事項」、別添3「情報セキュリティに係る特記事項」を理解した上で受注すること。
- (3) 本業務の目的を達成するため、常に県と打ち合わせの機会を持つこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と十分協議して対応すること。
- (5) 本業務にかかる一切の費用は、全て受託者の負担とすること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に

対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

(別添2)

## 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 第1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 第2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
- ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 第3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(別添3)

## 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。  
特に下記の事項については留意すること。

### 記

#### (認定・認証制度の適用)

- 第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策が確保されていることが確認できる書類を提出し、県の承認を得ること。
- 2 前項にかかわらず ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合は明示すること。

#### (情報へのアクセス範囲等)

- 第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）。

#### (再委託先の情報セキュリティ)

- 第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることが確認できる書類を提出し、県の承認を得ること。
- 2 前項にかかわらず再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

#### (情報セキュリティ事故発生時の対応)

- 第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

#### (電子メール利用時の遵守事項)

- 第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。
- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。
  - ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。
  - ・機微な情報を送信するときは暗号化すること。

#### (郵便等利用時の遵守事項)

- 第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

#### (コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

- 第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。
- 2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に



最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(準拠法・裁判管轄)

第 9 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 10 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

第 11 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること。